

第22期第9回高知海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年1月12日(水) 14時00分から15時45分まで
- 2 開催場所 高知市本町5丁目3-20 高知共済会館 3階「桜」
- 3 出席委員 前田浩志、澳本健也、浦尻和伸、小笠原利幸、木下清、問可柁善、
中川幸成、畠中悠、前田嘉広、山崎國光、石田実、蔭山純由、益本俊郎、
川竹佳子、中澤芳江(計15名)
- 欠席委員 なし
- 署名委員 石田実、川竹佳子
- 県出席者 水産振興部 松村部長、西山副部長
漁業管理課 池課長
- 事務局 織田事務局長、井上次長、近澤チーフ、渡邊主査、加藤主事

4 審議事項

- 第1号議案 令和3管理年度における漁獲可能量(くろまぐろ)の変更について
- 第2号議案 もじゃこ漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について
- 第3号議案 もじゃこ漁業に関する制限措置等の一部変更について
- 第4号議案 さんご漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について
- 第5号議案 さんご漁業に関する制限措置等の一部変更について
- 第6号議案 漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について(機船船びき網
漁業、小型定置網漁業)
- 第7号議案 許可漁業に関する制限措置等の一部変更について(潜水器漁業、小
型定置網漁業)
- 第8号議案 定置漁業の免許について(室戸市室戸岬町三津竹ヶ鼻沖(三津2号)
及び同町三津長濬沖(三津1号))
- 第9号議案 定置漁業の保護区域に関する委員会指示について(室戸市室戸岬町
三津竹ヶ鼻沖(三津2号)及び同町三津長濬沖(三津1号))

5 報告事項

高知県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部改正について

6 議事内容

- 織田事務局長 | それでは、ただ今より第9回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。
委員定数15名の内、出席委員は15名で、高知海区漁業調整委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。
では、会長、お願いいたします。
- 前田会長 | 皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。
それでは、はじめに水産振興部長さんから、ごあいさつをお願いします。

松村部長

第9回海区漁業調整委員会の開催に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。まずは皆様明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願い致します。委員の皆様方におかれましては年始も何かとご多用の所ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

いつもお話しさせていただいてますけども、新型コロナウイルスの関係でございますが、年末ぐらいまではずっと県内はゼロできましたけど、年明けから徐々に新規感染者も増えてきておりまして、一昨日は9人、昨日は7人で、県内でも徐々に増えてきておると言う状況でございます。県の方の対応の目安の方も、ずっと一番下で来てましたけど、先週下から2つ目の注意に目安を引上げて警戒を強めているところでございます。全国的にも、オミクロン株の影響で、沖縄、山口、広島この3県では、まん延防止の措置が適応されております。東京とか大阪もかなり数が増えてきておりまして、全国的に感染拡大が懸念されておると言うところでございまして、飲食店への時短営業の要請、あるいは酒類の提供の停止の要請と言ったものも出始めておりまして、水産物の販売にもまた心配がされるところでございます。

それから小笠原諸島での海底火山噴火に伴う、軽石の漂着につきまして、先週の金曜日、室戸市の高岡漁港の海に漂着が確認されました。それを受けまして9日、日曜日に県の防災ヘリで、周辺を確認をしたところでございます。一部やはり沖合い、あるいは海岸近くで漂流が見られると言う状況で、県の東部の方に少し近づくと云った状況でございますが、オイルフェンスを張って漁港を閉めないかんというような、そういう対応ということではないので、現状処理を続けていただいておりますけれども、JAMSTECのシミュレーションでも引き続き、今月末にかけて高知県に接近が予測をされておりますので、県としましても現場での情報収集、あるいは注意喚起、と言った事に努めていきたいというふうに考えております。それでは本日の審議をいただきます議案は、すいません今日はちょっと多めで9件ということになっております。

第1号議案は、令和3管理年度における漁獲可能量（くろまぐろ）の変更についてと言うことで、昨年4月1日から本年3月末日までの管理年度におけます、月刊くろまぐろの漁獲可能量の変更についてご審議をお願いするものでございます。第2号議案から第7号議案までは、それぞれに関係する漁業の許可または起業の認可方針の一部改正と、それに伴う制限措置の一部改正についてご審議をお願いするものでございます。第8号議案は、室戸市室戸岬町三津沖の定置漁業の免許について、適格性の審査をお願いをするものでございます。続く9号議案につきましてはこの定置漁業の保護区域に関する委員会指示についてご審議を頂くものでございます。

最後に1件、報告事項といたしまして、特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部改正についてをご報告させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご審議の上、適切なご意見、ご答申を賜りますようお願いを申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

前田会長

ありがとうございました。

それでは、欠席委員の報告ですが、本日は全員出席されていることを報告いたします。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、石田委員と川竹委員にお願いします。

前田会長

それでは議題に入ります。

第1号議案、「令和3管理年度における漁獲可能量（くろまぐろ）の変更について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

渡邊主査

それでは、第1号議案 令和3管理年度における漁獲可能量（くろまぐろ）の変更について説明いたします。資料1の1ページをお願いします。

はじめに諮問文を朗読します。

3高漁管第973号。高知海区漁業調整委員会様。漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、別紙案のとおり知事管理漁獲可能量を変更したいので、同条第2項の規定により諮問します。令和4年1月5日。高知県知事濱田省司。

ここからは座って説明させていただきます。

今回は、令和3年5月26日に開催された第2回海区漁業調整委員会において定めた令和3管理年度の知事管理漁獲可能量について、令和3管理年度の第5回融通要望調査の結果、大臣管理区分の大中型まき網漁業から、小型魚の漁獲可能量について譲り受けがあったことから、国からの通知に基づき漁獲可能量を変更するものです。

それでは、資料の4ページをお願いします。まず、ここにあります「融通」というのは、漁業法第15条第6項の規定に基づき、農林水産大臣がくろまぐろの配分量を変更することのうち、都道府県間、大臣管理区分間、都道府県と大臣管理区分との間又はくろまぐろ（大型魚）とくろまぐろ（小型魚）との間のいずれかにおける配分量の移転のことをいいます。この仕組みは、大臣管理区分や都道府県管理区分で配分量の融通を行い、漁獲可能量を有効に活用するために国が定めたものです。

続いて、資料5ページをお願いいたします。この資料はくろまぐろに関

する令和3管理年度における漁獲可能量の融通に係る仲介の結果です。今回の小型魚の融通の結果を表の上から説明しますと、宮城県は小型魚の漁獲可能量6トン大型魚と交換、新潟県と福井県は大型魚との交換と、譲り受けにより、それぞれ17.8トンの小型魚の融通を受けています。鹿児島県は大型魚の漁獲量2.5トンを小型魚と交換しています。そして、北海道から高知までの8道府県は、小型魚の漁獲可能量について、表中中央の列にあります融通量の欄にあるトン数分を大中小型まき網漁業から譲り受けました。大中小型まき網漁業から各道府県に対して、総計150トンが譲り渡しとなっていますが、各県の要望の合計が150トンを超えたため、各県の要望数量の割合に応じて150トンが配分されています。この要望数量については、国が定めた「融通に関する実施要領」において、1回の融通につき、譲受を要望できる数量の上限が、25トンかける前年漁期の消化率とされています。

今回の融通要望調査でも、このルールに基づき要望し、表にありますとおり本県には18.3トンが配分されました。この配分量は青森県とともに一番多い配分量となっていますが、これは昨年度の本県の消化率は96パーセントで、他県より高かったためです。

昨年度は採捕停止命令を5回、合計96日出すなど、漁業者の皆様には大変な負担をかけましたが、漁業者の皆様が漁獲可能量を超えないよう漁を控えるなどの我慢をしていただいた結果、消化率が高くなり、配分量が他県より多くなったものです。

続いて、資料の6ページをお願いします。本県では、くろまぐろの数量管理について、国から配分された数量を各月に配分し、月ごとに管理を行っています。今回の追加配分された18.3トンの各月への配分方法につきまして説明いたします。資料の6ページ目は、高知県資源管理方針に定めております、くろまぐろ漁獲可能量の期間別の配分基準です。当該方針では、「融通により本県に配分された漁獲可能量が増加した場合には、当該増加数量の全てを、以下の表の期間別の割合に沿って、漁獲可能期間が終了していない月の割合の合計を分母とし、漁獲可能期間が終了していない各月の割合を分子とした係数を用いて知事管理区分に按分することとする。」と規定されています。

続いて、資料の7ページをお願いします。この資料は、先ほど説明した資源管理方針の記載にしたがって、小型魚18.3トンを令和4年1月以降の各月に配分した際の計算表です。まず、資料の上にあります①をご覧ください。今回の融通の結果、18.3トンが追加で配分され、小型魚の漁獲可能量が85.9トンから104.2トンに変更となりました。なお、当初配分85.9トンのうち、3.4トンは本県の留保としておりますので、実際には85.9トンから3.4トンを差し引いた82.5トンを各月に配分していました。

続いて、資料の下の左側の②をご覧ください。ここでは、漁獲可能期間が終了していない1月から3月までの配分割合の合計、つまり10パーセントと5パーセントと6.3パーセントの合計である21.3パーセントを分母とし、1月の配分割合である10パーセントを分子とした数を「追加分の配分割合」として算出しています。2月と3月も同様の方法で計算しています。そして、③ですが、②で算出した「追加分の配分割合」にしたがって、今回の追加量18.3トンを各月に按分しています。1月を例にあげると、18.3トンの46.9パーセントで8.591トンになります。最後に、④をごらん下さい。こちらは当初配分量に③で算出した追加配分量を加えることで、今回の追加配分後の漁獲可能量を算出しています。1月を例にあげると、当初配分量の8.9トンに8.591トンが加わり、追加配分後の数量は17.491トンになります。2月と3月についても、1月と同様に計算を行っています。

それでは、ページが戻りまして資料の2ページをお願いいたします。ただいまの変更点の告示については、2ページ目の告示案のとおり行います。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

前田会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第1号議案、「令和3管理年度における漁獲可能量（くろまぐろ）の変更について」は、原案のとおり変更することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり。）

前田会長

ご異議ないようですので、第1号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

前田会長

続きまして、第2号議案、「もじゃこ漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

渡邊主査

それでは、第2号議案 もじゃこ漁業の許可又は起業の認可方針の一部変更について説明いたします。資料2の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。

3高漁管第973号。高知海区漁業調整委員会様。漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第1項の農林水産省令で定める中型まき網漁業及び

高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）第4条第1項第1号に掲げるもじゃこ漁業の許可又は起業の認可方針を一部改正したいので、貴会の意見を伺います。令和4年1月5日。高知県知事濱田省司。

ここからは座って説明させていただきます。資料2ページをお願いいたします。資料2ページには、もじゃこの許可又は起業の認可方針を改正するに至った経緯と変更内容について記載しております。まず、改正に至った経緯を説明します。これまで、モジャコの採捕については、「平成11年度ぶり養殖関係府県担当者会議」での合意内容及び「はまち養殖に関する指導指針」に基づき、全国統一のルールで操業期間等を管理してきました。この合意内容及び指導指針では、当初の許可期間を23日以内とし、許可期間内に充足率が50%に満たない場合に限り、最大で50日間まで延長可能としていたほか、許可隻数、採捕漁具、採捕尾数の把握及び船体塗装などについても取り決めがありました。

しかし、これらの決定から現在まで、20年以上が経過しているものの、これまで一度も内容の見直しが行われてきておらず、現状と乖離したものとなっていることから、今回、国がモジャコの採捕についての方針を別添のとおり改正しました。

それでは資料の13ページをお願いいたします。資料13ページが、国が示した新たな方針の内容となっています。この新たな方針では、許可期間を各県が定める期間とすること、許可隻数を平成11年度の実操業隻数を超えない範囲とすること、種苗採捕・出荷計画尾数の策定及び報告を行うこと、採捕尾数の管理を行うこと、漁業調整等の必要がある場合は、各県の状況に応じて船体塗装や旗の掲揚など必要な措置を講じることなどが定められています。

続いて、資料14ページをお願いいたします。この資料は、国が定める方針の新旧対照表です。資料14ページの上から順に説明します。まず、1許可期間ですが、これまでは、資料の表中右側にありますとおり、基本的には23日以内とし、やむを得ない事情により、許可期間を延長せざるを得ない場合には別紙を参照とありますが、この別紙には、充足率が50%に満たない場合には許可期間を最大50日まで延長ができることが記載されていました。しかし、今回の改正により、この許可期間については、資料左側の新方針のとおり、「各県が定める期間とする。」に変更となっています。続いて、2許可隻数については、「平成11年度の実操業隻数を超えない範囲とする。」ということは変わっていませんが、左側の新方針では、やむを得ず増隻する場合の手続きについての記載が削除されています。また、対象漁船は原則として10トン未満とする。という記載も新方針からは削除され、トン数制限の有無については各県の判断ということになっています。続いて、3採捕漁具です

が、これまでは資料右側にあるとおり、網目の節数を26節とすることといった規制が設けられていました。しかし、資料左側の新方針においては、この記載が削除され、採捕漁具の規制についても、各県の状況に応じて設定することとなっています。

続いて、資料15ページをお願いいたします。

まず、資料15ページの表中左側の上にあります3種苗採捕・出荷計画尾数の策定及び報告をご覧ください。こちらは、今回の改正により、新たに方針に追加されたものです。そして、その下4採捕尾数の管理ですが、これまでは、資料右側にありますとおり、「毎日の採捕尾数の報告などにより、採捕尾数の把握に努めるものとする。」としていたところ、左側の新方針では、「各県は、それぞれが定めた種苗採捕・出荷計画日数を厳守するため、毎日の採捕尾数の報告を許可の条件等により求めるものとする。さらに、採捕数量が種苗採捕・出荷計画尾数を超えると判断される場合には、知事の指示により採捕を止めることができるよう、許可の条件を定めるものとする。」に変更されています。

最後に、5ですが、これまでは、資料右側にあるとおり「船体等の識別塗装を許可の制限又は条件とする等により貴県のもじゃこ採捕許可船であることを明確にすることとする。」とし、左側の新方針においては、「その他として、漁業調整等の必要がある場合は、各県の状況に応じて、船体塗装又は旗の掲揚その他必要な措置を講じることとする。」に変更されています。

ここで、資料が戻りまして、2ページをお願いいたします。資料2ページの2 変更内容 をご覧ください。先ほど説明した国の方針改正に伴い、本県としては、資料の下部にあります(1)から(4)のとおり方針を変更したいと考えております。この内容については後ほど詳しく説明しますので、ここでは説明を省略します。続いて、資料中(4)の下に「上記以外」として、国の方針改正に伴うもの以外の変更内容案を示しております。この上記以外の変更内容としては、許可方針の第6条に、制限措置の公示についての記載を追加し、申請書類の様式の申請者の押印欄を削除するというものです。

それでは、資料3ページをお願いいたします。ここからは、許可方針の変更案について、資料3ページ以降に載せております新旧対照表を用いて説明いたします。まず、資料3ページの表の上部にあります第5条許可の有効期間をごらん下さい。これまでは、資料右側の下線部のとおり、許可の有効期間を「3月から6月までの4ヶ月以内とする。」としておりましたが、今回の新案では、「2月1日から6月30日までとする。」に変更したいと考えております。この期間については、後ほど説明する漁業時期にあわせて設定しています。そして第5条の下ですが、

先ほど説明したとおり、第6条として、制限措置の公示についての記載を追加したいと考えております。

また、その下にあります制限措置及び条件として、資料右側の旧方針の第6条の下線部に記載してあった内容については、不要であるため、今回の改正にあわせて削除することにしてあります。続いて、資料の表中下から3行目の(1)漁業種類では、もじゃこ漁業の種類について記載しています。本県においてもじゃこを漁獲する漁法は、機船船びき網漁業、小型まき網漁業、中型まき網漁業の3つがあり、(1)のアには、漁業調整規則で定める漁業種類である機船船びき網と小型まき網を、イには農林水産省令で定める漁業種類である中型まき網を定めています。しかし、資料右側の旧方針では単に「もじゃこまき網漁業」となっているため、左側の新案では「もじゃこ中型まき網漁業」と正しい名称に改めています。

続いて、資料4ページをお願いいたします。まず、資料4ページの上から4行目にあります(2)のイですが、これは許可等をすべき船舶等の数の上限について規定したものです。このことについて、右側の旧方針では、「高知県ぶり稚魚採捕対策協議会において採捕計画の調整が整った船舶等の数又は漁業者の数以上の許可をしない」としていましたが、左側の新案では国の方針と同様「平成11年度の実操業隻数を超えない範囲とする。」に変更したいと考えております。続いて(5)の漁業時期ですが、右側の旧方針では、「知事が許可した日から6月30日までの間とする。」となっていたが、左側の新案では「2月1日から6月30日までの間とする。」に変更したいと考えております。ただし、これは、「2月1日から6月30日まで」の150日間全てで操業を許可するわけではありません。もじゃこの来遊状況が年によって異なることを想定し、これに柔軟に対応できるよう、漁業時期を広く設定しているものです。実際に許可をする時には、もじゃこの来遊状況に関する調査結果や、関係者との調整に基づき、操業可能期間を設定し、それ以外の期間は、許可等の条件で操業を禁止したいと考えております。続いて、

(6)許可等の条件ですが、右側の旧方針では、イとして「操業中は、許可標識旗を船体の他から見やすい場所に掲揚しなければならない。」との記載がありました。この標識旗は、県によって色が異なっており、これまでは、どの県のもじゃこ採捕許可船であるかを識別する目的で船体への掲揚が義務づけられていました。しかし、今回の国の方針改正で、標識旗の有無についても各県の判断に委ねられることになり、改めて検討した結果、現状では、標識旗がなくとも、網の有無や船体動作によってモジャコ船であることが確認できるうえ、標識旗ではなく漁船番号でどの県の所属船であるかを判断しているため、標識旗の掲揚が撤廃

されても、取締上特に問題がないとの見解に至りました。そのため、左側の新案では、この標識旗の掲揚についての記載を削除しています。続いて、その下ですが、資料右側の旧方針では定めていなかった採捕尾数の報告義務について、左側の新案では、ウのとおり所属漁協を通じて毎日の採捕尾数を報告しなければならないことを追記しています。そして、資料右側の表中下にあります、カの漁具制限については、網目規制を撤廃しても漁獲効率はさほど変わるものではないため、資料左側の新案では、記載を削除しています。また、その下の、キ漁業時期の制限条件ですが、今回の国の方針改正により、日数制限がなくなったため、漁業時期延長のためのルールも不要になりましたので、左側の新案からは削除しています。

続いて、資料5ページをお願いいたします。資料5ページの下から8行目の下線部をご覧ください。こちらは、第7条(6)のウで定める毎日の採捕尾数の報告の方法について、今回新たに追加したものです。

それでは、資料の7ページをお願いします。資料7ページでは、標識旗の様式について記載しています。しかし、表の右側の様式1 許可標識旗については、先ほどの説明のとおり、船体への掲揚を撤廃する予定であるため、この様式からも削除したいと考えています。

資料8ページ目以降は、申請書類の様式を記載しており、それぞれ申請者の押印欄を削除しています。

また、資料16ページから25ページには変更後の許可方針を載せておりますので、お時間のあるときにご覧いただければと思います。

以上で事務局からの説明を終わります。

前田会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

山崎委員

期間は2月1日とのことだが他の漁業との関係も考慮すべきではないか。県の調査も十分にやってから決めるべきではないか。

織田事務局長

はい、今ご質問がありました事、2月1日から6月30日までというふうの方針では決めておりますが、説明文にもありましたように、2月1日から6月30日まで全て開けるというものでなくて、調査結果もしくは、関係者の意向をもとに、改めて実際に許可する時は許可期間を決めていきたいというふうに考えています。今年から、これまで水産試験場の調査船は、3月の中旬からもじゃこの調査にとりかかっておりましたが、今年からもじゃこ関係者からの要望を受けてまして、2月から水産試験場の調査船にもじゃこの調査をやってもらうようにしております。

また、それと同時に、もじゃこの関係者にもですね、水産試験場の特別

採捕に協力していただいて、実際に行ってもらいたいということも計画しております。実際にはその調査結果とか、関係者の合意も考慮しまして、再度、開始の日を決めたいというふうに考えております。2月1日から調査するということではございません。最適な開始時期を、決めていきたいというふうに考えております。

浦尻委員

今山崎さんが言われたように昨年の海区調整委員会でもそういうふうな意見があったと思うんですが、昨年のその調査の関係があまり芳しくなかったという部分と、日本全国で40パーセントぐらいしか入ってないと思いますので、非常に我々宿毛湾の養殖業者も今年は魚がないです。今年出荷する分が。だから県の方も調査船もし、私としては、広く漁民に通達ができるような、そんな方法とか高知県のもじゃこの業者が、しんどい思いせんよにとか、養殖業者が養殖ができるように、調査船の結果は良いか悪いかわからないんですけど、そこらあたりも県も本腰を上げて、今年も取り組んでもらわないとなかなか大変になってきてます。

織田事務局長

委員からご指摘も重々考えまして水産試験場の調査、あと水産試験場の調査と同時に、先ほども申しました、もじゃこ漁業者が協力してやる特別採捕の試験の調査結果を重々考慮して、最適な調査日を決定して行きたいと。その際にはそういう調査結果の要望等を関係者にはお伝えするようにしたいなというふうに考えております。

前田会長

いいですか。他になければ僕の方から1点お聞きしたいんですが、たしかこのもじゃこ漁業の方は定置の方との兼ね合いがあったと思うんですけど、その辺の調整はどのようにとったかを説明してもらえますか。

織田事務局長

定置関係者との調整でございます。国がこの平成11年に策定しました、取扱方針を変えるということで、採捕期間は各都道府県が決めるというふうなことが決まって以降、県定置の方に、こういう方針に変わりましたけど、と言うようなお話をさせていただいて、また、もじゃこ対策協議会の方にもこれまでの50日ルールが撤廃された、どうします、っていう話をさせていただきました。一応、もじゃこ対策協議会の方で、一定この期間これまで捕りたいというような要望がありましたので、それを県定置の方にお諮りした結果、ご理解をいただいているという所になります。

前田会長

他にございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第2号議案、「もじゃこ漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について」は、原案のとおり改正することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

前田会長

ご異議ないようですので、第2号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

前田会長

続きまして、第3号議案、「もじゃこ漁業に関する制限措置等の一部変更について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

渡邊主査

それでは、第3号議案 もじゃこ漁業に関する制限措置等の一部変更について説明いたします。資料3の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。

3高漁管第975号。高知海区漁業調整委員会様。 漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第1項の農林水産省令で定める中型まき網漁業及び高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）第4条第1項第1号に掲げるもじゃこ漁業の制限措置等を定めたいので、同規則第11条第3項の規定により諮問します。令和4年1月5日。高知県知事濱田省司。

ここからは座って説明させていただきます。

本議案につきましては、先ほどの第2号議案で説明した内容とほぼ同様ですので、重複している部分については詳細な説明を省略します。

それでは、資料3ページの新旧対照表をお願いします。

まず、資料3ページの1の(1)の表中下線部をご覧ください。これは、もじゃこ中型まき網漁業の漁業時期ですが、これまでは資料右側のとおり「周年(知事が指定する日から6月30日までの間において50日を限度として知事が指定する期間)」として定めていたところ、「2月1日から6月30日まで」に変更したいと考えております。

続いて、表の下(2)許可又は起業の認可をすべき期間についてです。こちらについては、これまでは資料右側のとおり「令和3年3月1日から同月15日まで」としていました。しかし、今後は海洋環境の変化により、モジャコの来遊時期が変動することも想定されるため、申請時期を特定せず、「定めなし」として告示したいと考えています。

続いて、資料4ページをお願いいたします。資料4ページと5ページには、もじゃこ機船船びき網漁業ともじゃこ小型まき網漁業についての制限措置を記載しておりますが、こちらも先ほどのもじゃこ中型まき網漁業と同様に、漁業時期と申請期間を変更したいと考えております。

ただいまの変更点の告示については、資料2ページのとおりです。
以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

前田会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。
第3号議案、「もじゃこ漁業に関する制限措置等の一部変更について」は、
原案のとおり変更することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

前田会長

ご異議ないようですので、第3号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

前田会長

続きまして、第4号議案、「さんご漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

渡邊主査

それでは、第4号議案 さんご漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について説明いたします。

資料4の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。

3 高漁管第979号。高知海区漁業調整委員会様。高知県漁業調整規則(令和2年高知県規則第73号)第4条第1項第3号に掲げるさんご漁業の許可又は起業の認可方針を一部改正したいので、貴会の意見を伺います。令和4年1月5日。高知県知事濱田省司。

これ以降は、許可又は起業の認可方針を「許可方針」として説明します。

まず、今回さんご漁業の許可方針を改正するに至った経緯について説明します。本県のさんご漁業で漁獲対象となっている宝石さんごは、非常に成長が遅く乱獲に弱い資源であることから、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」、いわゆるワシントン条約において、「自国内の保護のため、他の締約国・地域の協力が必要となる種」として付属書Ⅲに掲載されています。

そして、平成30年度及び令和元年度には、国内で最も重要な漁場である高知県海域において、宝石さんごの分布状況や生物学的情報の収集を行い、当該海域における宝石さんご資源への適切な管理手法の立案に寄与する知見を得ることを目的として、水産庁の漁業調査船「開洋丸」により、宝石さんご生息環境調査が実施されました。この調査の結果、現在県西部の深海さんご漁業の操業区域として設定している海域において、2地点で

サンゴ群落を確認されました。この結果を踏まえ、水産庁から宝石さんごの資源保護を目的として、さんご群落が確認された2地点をさんごの保護区域（操業禁止区域）として設定してはどうかとの提案がありました。

そこで、この提案について高知県サンゴ西部連絡協議会と協議を行ったところ、同意が得られたことから、今回新たに禁止区域を設定するものです。

また、禁止区域の設定とともに、ROV、AUV、HOVといった海中ロボットを用いて宝石さんごをとること等を禁止することについても、許可の条件として追加することとしました。

それでは、さんご漁業の許可方針の変更内容について詳しく説明しますので、資料4の2ページをお願いします。

こちらには、足摺岬等周辺海域におけるさんご漁業の許可方針の新旧対照表を載せておりました、左が変更案で、右が現行の許可方針となっています。なお、さんご漁業については、室戸岬周辺海域と足摺岬周辺海域とでそれぞれ別々の許可方針を定めており、資料2から3ページに足摺岬等周辺海域、資料4ページに室戸岬周辺海域の許可方針については資料4ページに載せております。ただし、足摺岬等周辺海域の操業区域の変更以外はどちらも同じ内容ですので、今回は資料2ページ及び3ページに載せております足摺岬周辺海域の許可方針を用いて説明いたします。

まず、資料2ページの左側の新案のうち、4操業区域の(7)、(8)をご覧ください。これらが、足摺岬等周辺海域のさんご漁業の操業区域のうち、新たに操業禁止区域として設定する区域です。この新たな禁止区域については、資料5ページに概略図を示しております。それでは、資料5ページをお願いいたします。この図中、斜線が引かれている2地区が今回操業禁止区域として設定する区域です。

続いて、資料2ページに戻りまして、資料中ほどにあります6ですが、こちらは現行の方針では「許可の制限又は条件」となっていますが、正しくは「許可の条件」ですので、左側の新案について「許可の条件」に変更します。

続いて、6許可の条件について、資料左側の新案の(9)、(10)をご覧ください。これは、今回新たに追加する許可等の条件で、遠隔操作型無人探査機（ROV）、自律型無人潜水機（AUV）及び有人潜水機（HOV）を用いて宝石さんごを獲ること、宝石さんごを獲る目的でこれら機器を用いて宝石サンゴの生息状況や底質の状況を撮影することを禁じるものです。

資料4ページの室戸岬周辺海域の許可方針の新旧対照表は、先ほど説明した足摺岬周辺海域と同様に、6許可の条件について変更するものですので、説明は省略させていただきます。

資料6 ページから 21 ページに、室戸岬周辺海域と足摺岬等周辺海域の両海域についての変更後の許可方針を載せておりますので、お時間のあるときにご覧下さい。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

前田会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

浦尻委員

水中ドローンとかそういうものの中で新しくこの条件出てきてるんですが、これをした場合の罰則はどうなるんですか。

織田事務局長

許可の条件にこういうものも定めますので、許可の条件に違反した場合、それなりの罰則規定が漁業法にございまして、確か許可の条件に違反した場合は、罰金 30 万だったとおもいますが、罰則の適応がございします。

前田会長

ほかにご覧ませんか。事務局いいですか。30 万円でいいですね。

益本委員

今の質問と関連してなんですけども、許可又は起業の認可方針と関連しての調査なんですけど、それとは関係なく誰かに頼まれたということで、こういう機器を使って撮影だとか調査をするって事に関しての禁止令というのはないんですか。

織田事務局長

あくまで、さんご漁業許可又は起業の認可方針に定める許可等の条件で、試験研究機関がさんごの調査という名目で調査をする場合には当てはまらないものでございます。

益本委員

試験研究ではなくて、それ以外の目的でする場合はどうなりますか。

織田事務局長

誰かに頼まれて一般の者が試験研究でもなく、さんごを採る、もしくは撮影するといった場合どうなるかということなんですけども、少なくとも営利目的を持って、さんごを水中ドローン等でとってしまった場合は、さんご漁業の許可操業にかかるだろう。ただ、さんごを採らなかった場合は、何も罰する方法はないと思っております。

浦尻委員

今のは高知県の漁業やね。

織田事務局長

そうでございます。

浦尻委員 　　それだけ聞きたかった、よそではロボットで採りゆうけんね。

前田会長 　　ほかにご意見ございませんか。

織田事務局長 　　ちょっとごめんなさい。先ほどの罰金のことで、ちょっと小休にしていただけませんか。

前田会長 　　一旦このままトイレ休憩、小休と行きましょうか。あの時計で3時10分まで。

　　　　　　(小休)

前田会長 　　それでは正会に戻します。事務局の方からお願いします。

織田事務局長 　　先ほどの条件等の罰則の件でございますが、漁業法第193条の方に、知事許可漁業の許可に付けた条件に違反して漁業を営んだ者に、「6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。」ということになっております。

　　　　　　また、例えば許可を持ってない漁業者であるとか、一般の者が営利目的にさんごを取った場合は、こちら無許可操業ということで、漁業法第190条「3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。」ということになっております。

前田会長 　　他に何かございませんか。

前田会長 　　ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

　　　　　　第4号議案、「さんご漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について」は、原案のとおり改正することに、ご異議ございませんか。

　　　　　　(「異議なし」と言う者あり。)

前田会長 　　ご異議ないようですので、第4号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

前田会長 　　続きまして、第5号議案、「さんご漁業に関する制限措置等の一部変更について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

渡邊主査 　　それでは、第5号議案 さんご漁業の制限措置等の一部変更について説明いたします。資料5の1ページをお願いします。

はじめに、諮問文を朗読します。

3 高漁管第 981 号。高知海区漁業調整委員会様。高知県漁業調整規則（令和 2 年高知県規則第 73 号）第 4 条第 1 項第 3 号に掲げるさんご漁業の制限措置等を一部変更したいので、同規則第 11 条第 3 項の規定により諮問します。令和 4 年 1 月 5 日。高知県知事濱田省司。

ここからは座って説明させていただきます。

今回は、令和 4 年 2 月末をもって、さんご漁業の許可が有効期限を迎えることから、新たに制限措置と許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めるものです。また、それに加えて、先ほどの 4 号議案で説明したとおり、足摺岬周辺海域に新たに操業禁止区域を追加するものです。

それでは、資料 3 ページをお願いします。こちらには、さんご漁業の制限措置等の新旧対照表を載せておりまして、資料の右側が現行の制限措置、左側が新案となっております。まず、資料 3 ページの表中、漁業者の数をご覧下さい。この表において、操業区域 1 は室戸岬周辺海域を、操業区域 2 は足摺岬周辺海域のことを示しています。

今回は、操業区域 2 の足摺岬周辺海域において、7 件の廃業があることから、この漁業者の数を、資料右側の「183」から、資料左側の「176」に変更したいと考えております。また、表の下の 3 許可又は起業の認可を申請すべき期間ですが、こちらにつきましては、「令和 3 年 1 月 15 日から同月 31 日まで」から、「令和 4 年 1 月 15 日から同月 31 日まで」に変更します。

続いて、資料 4 ページですが、こちらは足摺岬周辺海域における操業禁止区域の追加について記載したもので、第 4 号議案と内容が重複しているため、詳しい説明は省略させていただきます。

なお、ただいま説明しました変更点の告示については、資料 2 ページの告示案のとおり行います。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

前田会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。
第 5 号議案、「さんご漁業に関する制限措置等の一部変更について」は、原案のとおり変更することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり。）

前田会長

ご異議ないようですので、第 5 号議案は、原案が適当であると答申いた

します。

前田会長

続きまして、第6号議案、「漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について（機船船びき網漁業、小型定置網漁業）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

井上次長

それでは、第6号議案 漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について説明いたします。資料6の1ページ目をお願いします。

3高漁管第980号。高知海区漁業調整委員会様。漁業の許可又は起業の認可方針について、別紙案のとおり措置したいので、貴会の意見を伺います。令和4年1月6日。高知県知事濱田省司。

ここからは、座って説明させていただきます。

これ以降の説明では、漁業の許可又は起業の認可方針について、「許可方針」として説明いたします。

まず、資料2ページ目、許可方針の改正理由について説明いたします。

1つ目は須崎地区における機船船びき網漁業の許可の条件を変更するものです。同地区においては、須崎沖沿岸漁業自主調整協議会において釣及び延縄漁業との調整上、勝森、法院山頂上を見通した線以東の海域で火打ヶ森頂上と大津崎頂上との見通し線以南の区域を制限調整区域とし、この区域における機船船びき網漁業の操業時間は、4月1日から6月30日の間、午前8時からとすることが許可の条件で定められています。

今回、須崎沖沿岸漁業自主調整協議会において、当該区域における操業時間の制限を解除することが決定され、県に要望があったことから、許可の条件を変更します。

なお、参考として資料の9ページから11ページに、今回の変更についての須崎沖沿岸漁業自主調整協議会からの要望書を添付しております。

2つ目は県が令和2年から3年に高知県漁協への委託事業で実施した小型底定置網漁業について、手結地区の漁業者が操業を希望していることから、新たな許可をするために許可方針を改正するものです。

それでは、資料3ページ目、今回の改正内容について、新旧対照表で説明いたします。まず、第10条の5機船船びき網の（4）のキは須崎地区における許可の条件ですが、右側「旧」にあります、「操業時間は4月1日から6月30日の間、午前8時からとする（須崎沖沿岸漁業自主調整協議会関連）」という文言を削除するものです。これは、制限調整区域そのものは残したまま、この区域における操業時間の制限をなくすものであり、この改正により、須崎地区の操業区域全体で操業開始時間が日の出一時間前からとなります。

次に14 小型定置網漁業に、新たに手結地区についての許可等をすべき

船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置及び許可の条件を定めます。

4 ページ目をご覧ください。漁業種類「いわし、雑魚小型定置」に新たな操業区域6として手結地区を追加し、漁業時期を周年、推進機関の馬力数及び船舶の総トン数を定めなし、漁業を許可等をすべき船舶等の数を1、漁業を営む者の資格を「漁業権者の同意のある者」とします。また、許可の条件として、漁具の規模及び数、昼夜間の漁具標識を明瞭にすることを定めます。

なお、5 ページの図は、赤岡、吉川、香西地区の機船船びき網漁業の操業区域の概略図ですが、この図の右端に網掛けで示しています、A安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点から185度0分の線及びB香南市夜須町手結崎灯台から磁針方位184度の線により区切られた海域のうち漁業権区域は、機船船びき網漁業の操業禁止区域となっています。今回、この網掛けの区域を手結地区における小型定置網漁業の操業区域として設定することとし、これについては問題無いことを隣接地区にも確認しております。

資料6 ページから8 ページは許可方針の今回改正する部分の抜粋です。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

前田会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

石田委員

日の出1時間前という文言が、新しい文章には入れていないんですけども、これあえて入れなかったのでしょうか。無くても分かるから入れないということだったのでしょうか。

井上チーフ

これ新旧対照表では略していますが、7 ページ目の(4)許可の条件等の操業区域7の(オ)の部分に日没から日の出前1時間までの間は操業してはならないというのがあって、これが制限調整区域以外になるので、今回須崎沖の自主調整協議会におく時間制限を除くことでほかの区域と同じになると。

石田委員

はい。今わかりました。ありがとうございます。

前田会長

他にございませんか。

中川委員

これは、今日ここで決まったら、明日からもかまんでことですか。今年の4月からかまんでことですか。

井上次長 許可証の書換えの申請というのを漁協を通じて出していただいて、うちから新しい許可証を発行しますので、その許可証を持って操業が可能になるということになります。

中川委員 わかりました。どうも。

前田会長 他にございませんか。

前田会長 ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。
第6号議案、「漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について（機船船びき網漁業、小型定置網漁業）」は、原案のとおり改正することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり。）

前田会長 ご異議ないようですので、第6号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

前田会長 続きまして、第7号議案、「許可漁業に関する制限措置等の一部変更について（潜水器漁業、小型定置網漁業）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

井上次長 それでは資料7の1ページをお願いします。
はじめに、諮問文を朗読します。
3高漁管第982号。高知県漁業調整規則第4条第1項第12号に掲げる潜水器漁業及び同項第15号に掲げる小型定置網漁業の制限措置等を一部変更したいので、同規則第11条第3項の規定により諮問します。令和4年1月6日。高知県知事濱田省司。
令和2年12月の改正漁業法の施行に伴い改正した高知県漁業調整規則第11条第1項において、知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、「漁業種類」、「許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数」、「推進機関の馬力数」、「操業区域」、「漁業時期」及び「漁業を営む者の資格」に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならないことが規定されました。
そのため、令和2年11月15日に開催されました当委員会において、漁業種類ごとの制限措置等について決定し12月1日に公示しました。

5 ページ目をご覧ください。今回の制限措置の変更について説明いたします。

1 つ目に潜水器漁業について、こちらは、公示の許可ですので、許可期間が終了する前に、次の許可期間の申請ができるように許可できる漁業者の数を公示する必要があります。なお、許可できる数の上限につきましては令和2年12月23日に開催された当委員会において決定しました、漁業の許可又は起業の認可方針で漁業種類ごとに定められております。

2 つ目、小型定置網漁業については、先ほどの第6号議案で許可方針の小型定置網漁業の操業区域の追加による変更について承認をいただきましたので、これに伴い、制限措置を変更します。

資料6 ページの新旧対照表をご覧ください。10 潜水器漁業の操業区域4から7、これは県東部の室戸市椎名、三津、高岡及び室戸岬地区において、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を許可方針で定めた上限に変更します。

13 小型定置網漁業については、新たな手結地区の操業区域6について、先ほどの第6号議案で説明した制限措置の内容を定めます。

資料2 ページ目に戻りまして、潜水器漁業については10の(1)の表中「9・10・6・操業区域7全体で14」を「10・20・20・操業区域7全体で20」とし、小型定置網漁業については、3、4 ページ目にあります、13の(1)の表中及び13の(3)の「カ」に手結地区の操業区域6を追加します。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

前田会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。
第7号議案、「許可漁業に関する制限措置等の一部変更について（潜水器漁業、小型定置網漁業）」は、原案のとおり変更することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり。）

前田会長

ご異議ないようですので、第7号議案は、原案が適当であると答申いたします。

前田会長

続きまして、第8号議案、「定置漁業の免許について（室戸市室戸岬町三津竹ヶ鼻沖（三津2号）及び同町三津長湊沖（三津1号））」を議題と

近澤チーフ

いたします。事務局からの説明を求めます。

それでは、第8号議案「定置漁業の免許について（室戸市室戸岬町三津竹ヶ鼻沖（三津2号）及び同町三津長瀬沖（三津1号））」についてご説明いたします。

資料の8を、お願いいたします。1枚めくっていただきまして、1ページの諮問文の朗読から始めさせていただきます。

3高漁管第977号。高知海区漁業調整委員会様。定置漁業の免許について、令和3年10月19日付け高知県告示第901号に基づき、三津大敷株式会社から申請がありましたので、漁業法第70条の規定により諮問します。令和4年1月5日。高知県知事濱田省司。

ここからは、座って説明させていただきます。

資料の2ページ目は、免許の告示案でございます。本日の審議の結果、免許することが適当であるとの答申をいただきましたら、1月21日の高知県公報に掲載する予定です。

資料をもう1枚めくっていただきまして、3ページ目は、漁業権免許に関するフローです。上半分が海区漁場計画に関する部分で、下半分が免許に関する部分です。左列の下から二つ目の丸H、「委員会での審議」が本日の会議です。AからJまでのアルファベット記号は、次のページの「経過」や「スケジュール」のアルファベットに対応しています。

それでは4ページ「定置漁業の免許の適格性審査資料」をご覧ください。まず一番上の白丸はこれまでの「経過」です。A令和3年9月16日付けで、知事から当該漁場計画の設定について諮問されまして、B同月27日の海区漁業調整委員会でのご審議ののち、C同年10月15日に公聴会を開催し、引き続き開催した海区漁業調整委員会での審議を経て、D同日付けの文書により「諮問のとおり決定することが適当である」との答申をいただき、E同月19日の高知県公報に登載して海区漁場計画の公示を行いました。

免許の申請期間である令和3年11月19日から翌月3日までに申請した者は、三津大敷株式会社のみでした。

スケジュールとしましては、Hが本日の会議です。審議の結果、免許することが適当であるとの答申が得られましたなら、令和4年1月21日に免許する予定としております。

3番目の白丸「定置漁業の免許の欠格事由について」、ご説明いたします。定置漁業は、いわゆる経営者免許漁業で、その漁業権の内容となっている漁業を直接経営する者に対して免許することになります。漁業法第71条には、免許をしてはならない場合の規定がございます。1申請者が第72条に規定する適格性を有する者でないとき、2海区漁場計画の内容と

異なる申請があったとき、3その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき、4免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないときとなっております。今回の案件では、いずれも非該当であると考えております。

なお、1番目の「申請者が第72条に規定する適格性を有するものでないとき」、これについては、次の白丸「定置漁業の免許の適格性について」をご覧ください。漁業法第72条第1項において、定置漁業権の免許について適格性を有する者は、次のいずれにも該当しない者とされています。

1漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること、2暴力団員等であること、3法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること、4暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。これら4つのいずれにも該当しない者とされており、三津大敷株式会社につきましては、いずれも非該当と考えております。

なお、今回の申請者三津大敷株式会社の代表取締役である泉澤宏さんは、岩手県釜石市の泉澤水産の社長として、三陸沖の定置漁業に携わってきた方です。そして、今回の定置漁業を経営するため、昨年9月に三津大敷株式会社を設立し、その準備に取り組んでいるところです。

最後の白丸は、「申請内容一覧」です。申請の内容は、海区漁場計画に沿った内容となっており、必要な添付資料も調べております。

次のページは、5ページですが、参考として位置図を添付しております。

最後に、6ページと7ページは、漁場計画を公示したときの高知県公報のコピーを添付しております。

説明は以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

前田会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第8号議案、「定置漁業の免許について(室戸市室戸岬町三津竹ヶ鼻沖(三津2号)及び同町三津長濬沖(三津1号))」は、原案のとおり免許することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

前田会長

ご異議ないようですので、第8号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

前田会長

続きまして、第9号議案、「定置漁業の保護区域に関する委員会指示について(室戸市室戸岬町三津竹ヶ鼻沖(三津2号)及び同町三津長濬沖(三津1号))」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

近澤チーフ

それでは、資料9をお願いします。

この委員会指示は、先ほどご審議していただきました室戸市室戸岬町三津沖の定置漁業に関する保護区域を設定しようとするものです。

はじめに、保護区域の考え方について、ご説明申し上げます。資料の5ページをご覧ください。

座って説明させていただきます。

まず、法的根拠ですが、「1委員会指示についての根拠法令」に載せておりますとおり、漁業法第120条第1項の規定により、海区漁業調整委員会は、必要があると認めるときは、必要な指示を行うことができる、ということが規定されております。次の「2定置漁業の保護区域とは」、四角で囲まれたところを読み上げますと。定置漁業において、垣網や身網、錨やロープなどの施設を保全し、また定置漁業を営むことについて、できる限り支障を生じさせないための手だてとして、漁場区域及びその周辺において、当該定置漁業に著しく支障を及ぼす漁業を営んだり、魚道を遮断し、また魚群を散逸させるような行為をさせないために、海区漁業調整委員会の指示によって、そうした制限を設ける区域の範囲を保護区域として定めるものということでございます。なお、定置漁業の保護区域が、一般的に言って共同漁業権の区域内において設定されることも多く、共同漁業権を持つ地元漁協などとの調整が必要な場合があるので、確認のため、保護区域設定申請書には、これら関係者の同意書を添付することとしており、この案件では高知県漁業協同組合の同意書が提出されております。そして、「3本件定置漁業の保護区域設定申請内容」です。免許予定番号は定第1,036号及び定第1,037号で、申請者は三津大敷株式会社です。表の右端に保護区域の内容を記載してあります。前面1,820メートル、後面なし、沖合550メートルとなっております。資料の6ページをご覧ください。実線で囲んだ四角形、少しゆがんだ台形状の区域が、免許予定番号定第1,036号の定置漁業の免許区域です。この中に、身網や垣網のイメージを書き込んでおります。身網から沖合に向けて550メートル、そこから前面に向けて1,820メートルの、点線で囲まれた区域が保護区域となります。これは、平成30年に三津大敷組合の申請によって設定している保護区域と同じものです。

次の7ページは、免許予定番号定1,037号の保護区域です。こちらも、平成30年に三津大敷組合の申請によって設定している保護区域と同じものになります。

資料の2ページから4ページにかけては、平成30年に設定した保護区域に関する委員会指示を高知県公報に掲載したときのものです。

資料3ページをご覧ください。制限する内容については、「1制限」として定めております。読み上げますと、2の保護区域内及び当該免許漁業に係る免許区域内では、当該免許漁業に著しく支障を及ぼす漁業を営み、又は当該免許漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならない。ただし、漁業権又は入漁権による場合は、この限りでない。」と定めております。「2保護区域」については、文章にすると長くなりますが、先ほど資料の6ページと7ページで図示した区域になります。「3指示の効力」としては、定置網の身網の敷設時から身網の撤去時までとなっております。「4指示の有効期間」は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までと、なっております。

そして、次の別表の、右側列の下の方に「室戸市室戸岬町三津竹ヶ鼻沖（三津2号）」と、「室戸市室戸岬町三津長瀨沖（三津1号）」がありますので、ここの漁業権免許番号の「定第1,008号」を「定第1,036号」に変更し、「定第1,009号」を「定第1,037号」に変更するための委員会指示が、資料1ページの海区漁業調整委員会指示（案）となっております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わりますので、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

前田会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。第9号議案、「定置漁業の保護区域に関する委員会指示について（室戸市室戸岬町三津竹ヶ鼻沖（三津2号）及び同町三津長瀨沖（三津1号）」は、原案のとおり委員会指示を発動するというところで、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり。）

前田会長

ご異議ないようですので、第9号議案は、原案のとおり委員会指示を発動することに決定いたします。

前田会長

これをもちまして、本日の議案審議は、終了しましたが、続きまして、報告事項に移ります。「高知県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部改正について」事務局の説明を求めます。

井上次長

それでは資料 10 の 2 ページ目をお願いします。令和 2 年 12 月の改正漁業法の施行に伴い、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律、いわゆる TAC 法が廃止され、資源管理に関する事項はすべて漁業法へ移行することとなりました。

これに伴い、それまで定めていた「高知県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則」を廃止し、漁業法第 26 条第 1 項及び第 30 条第 1 項の規定に基づき、漁業法及び漁業法施行規則に定めるもののほか、特定水産資源である TAC 魚種の報告に関し必要な事項を規定した「高知県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則」を新たに決めました。この規則を定めることについては、令和 2 年 11 月 18 日に開催されました当委員会において報告し、資料 2 ページ目から 4 ページ目の内容で令和 2 年 12 月 11 日に告示しました。

今回、3 ページと 4 ページに記載されております、この規則の別記様式について変更することとします。

5 ページ目から 8 ページ目まで順番に第 1 号様式から第 4 号様式の新旧を左右に示しています。

5 ページ目から 7 ページ目までに示しております、第 1 号から 3 号様式については、変更箇所は同じですので、5 ページ目の第 1 号様式で説明します。この変更は様式の下線を引いてある部分にあります、法律が変わるもので、右側の旧では独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項ですが、この法律が廃止となることにより、左側の新では、個人情報の保護に関する法律第 2 条第 9 項へと変更になります。

8 ページ目にうつりまして、第 4 号様式については、漁獲量等の報告を漁業者個人ではなく漁協などの代理人を通じて行う場合に使用するものですが、1 号から 3 号様式と同様の法律の変更のほか、提出する委任者の押印と電話番号の記載については必要がないものとし、削除します。

資料 1 ページ目が今回の変更についての告示案となります。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

前田会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

ご意見もないようですので、これをもちまして、第 9 回高知海区漁業調整委員会を閉会といたします。

本日は、委員の皆様、どうもありがとうございました。

(閉会)

本書は、第 22 期第 9 回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議 長 前田 浩志 _____

議事録署名委員 石田 実 _____

議事録署名委員 川竹 佳子 _____